

漁業災害補償法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）（第一条関係）	1
○ 漁業災害補償法（第二条関係）	21

改 正 案	現 行
（漁業共済事業の内容） 第七十八条 漁獲共済は、被共済者又はその構成員が営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額又は構成員を通ずる漁獲金額の合計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。 2 養殖共済は、被共済者が営む養殖業に係る養殖水産動植物（養殖中の水産動植物をいう。以下同じ。）がその養殖中に流失した等の場合の被共済者の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。 3 特定養殖共済は、被共済者が営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額に達しない場合の被共済者の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。 4 （略） （通常行うべき管理等の義務） 第八十五条 被共済者（第百五条第一項第一号に掲げる組合員にあつては同号に規定する中小漁業者、同項第二号に掲げる団体に	（漁業共済事業の内容） 第七十八条 漁獲共済は、被共済者若しくはその構成員が営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額若しくは構成員を通ずる漁獲金額の合計額が共済限度額に達しない場合又は被共済者の構成員のうちにその営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が単位共済限度額に達しないものがある場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。 2 養殖共済は、被共済者又はその構成員が営む養殖業に係る養殖水産動植物（養殖中の水産動植物をいう。以下同じ。）がその養殖中に流失した等の場合の被共済者又はその構成員の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。 3 特定養殖共済は、被共済者が営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額に達しない場合又は被共済者の構成員のうちにその営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が単位共済限度額に達しないものがある場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。 4 （略） （通常行うべき管理等の義務） 第八十五条 被共済者（第百五条第一項第一号に掲げる組合員にあつては同号に規定する中小漁業者、同項第二号に掲げる組合員

あつてはその構成員を含む。次条、第八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第百三条において同じ。）は、漁獲共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物、特定養殖共済にあつては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係る水産動植物、漁業施設共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設及び漁具につき、通常行ふべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つてはならない。

2 漁獲共済又は特定養殖共済にあつては、被共済者（第百五条第一項第一号に掲げる組合員にあつては同号に規定する中小漁業者、同項第二号に掲げる団体にあつてはその構成員。第九十三条第一項第八号において同じ。）は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る漁業又は特定養殖業につき、通常の操業を行うことができる場合において、通常の中小漁業者の行う漁獲又は養殖に係る努力を怠つてはならない。

（共済契約の解除）
第九十一条（略）
2・3（略）

にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。次条、第八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第百三条において同じ。）は、漁獲共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物、特定養殖共済にあつては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係る水産動植物、漁業施設共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設及び漁具につき、通常行ふべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つてはならない。

2 漁獲共済又は特定養殖共済にあつては、被共済者（第百五条第一項第一号に掲げる組合員にあつては同号に規定する中小漁業者、同項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者。第九十三条第一項第八号において同じ。）は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る漁業又は特定養殖業につき、通常の操業を行うことができる場合において、通常の中小漁業者の行う漁獲又は養殖に係る努力を怠つてはならない。

（共済契約の解除）
第九十一条（略）
2・3（略）

4 被共済者は、第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者（第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員を含む。）の責めに帰することができない事由によるときは、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

（被共済者の資格）

第百五条 漁獲共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、漁獲共済の対象とする漁業の種類に応じ、次に掲げるとおりとする。

一 前条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ （略）

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、その組合員の地区内に住所を有し、かつ、政令で定めるところにより都道府県知事が水面を分けて定める一定の水域内において当該漁業を営む中小漁業者の全員（政令で定めるところにより、都道府県知事が、当該中小漁業者の全員の住所及び漁獲物の販売に関する事情を考慮して、当該中小漁業者の住所地の全てが含まれる地域を

4 被共済者は、第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者（第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。）の責めに帰することができない事由によるときは、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

（被共済者の資格）

第百五条 漁獲共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、漁獲共済の対象とする漁業の種類に応じ、次に掲げるとおりとする。

一 前条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ （略）

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、その組合員の地区内に住所を有し、かつ、政令で定めるところにより都道府県知事が水面を分けて定める一定の水域内において当該漁業を営む中小漁業者の全員（政令で定めるところにより、都道府県知事が、当該中小漁業者の全員の住所及び漁獲物の販売に関する事情を考慮して、当該中小漁業者の住所地のすべてが含まれる地域を

分けて二以上の区域を定めたときは、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する当該中小漁業者の全員）が共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を定めている場合における組合員に限る。）

二 前条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 政令で定めるところにより都道府県知事が定める区域及び当該区域に応じ前条第二号に掲げる漁業を分けて定める区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有し、かつ、当該区分

を分けて二以上の区域を定めたときは、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する当該中小漁業者の全員）が共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を定めている場合における組合員に限る。）

二 前条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事が定める区域ごと及び当該区域に応じ前条第二号に掲げる漁業を分けて定める区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む中小漁業者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を定めている場合であつて、その組合員の直接の構成員で総トン数一トン以上の動力漁船により当該区分に係る漁業を営む者のうち同号に掲げる漁業を営む日数が一年を通じて九十日（当該区域につき、九十日を超え百二十日までの範囲内で、政令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数）を超えるものの三分の二以上の者がその規約を定めている者に含まれるときにおける組合員に限る。）

ハ ロの都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者をその構成

に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を有する団体

2
(略)

(共済契約の締結の申込み等)

第百八条 (略)

2 第百五条第一項第二号ロの都道府県知事が定める区域及び区分ごとに、当該区域内に住所を有し、かつ、当該区分に係る漁業を営む被共済資格者で政令で定める要件に該当するもの（以下「特定第二号漁業者」という。）の三分の二以上の者が第百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は第百五条第一項第二号ロに規定する団体の構成員として同号ロに規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第四項において準用する第百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、特定第二号漁業者（当該公示があつた後に特定第二号漁業者となつた者を含む。）は、組合に当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号ロに規定する規約を定めなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

(削る)

員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を有する団体

2
(略)

(共済契約の締結の申込み等)

第百八条 (略)

2 第百五条第一項第二号ロの都道府県知事の定める区域ごと及び区分ごとに、当該区域内に住所を有しかつ当該区分に係る漁業を営む被共済資格者で政令で定める要件に該当するもの（以下「特定第二号漁業者」という。）の三分の二以上の者が第百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをし、組合員の直接の構成員として第百五条第一項第二号ロに規定する規約を定め、又は同号ハに規定する団体の構成員として同号ハに規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第五項において準用する第百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、特定第二号漁業者（当該公示があつた後に特定第二号漁業者となつた者を含む。）は、組合に当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号ロ若しくはハに規定する規約を定めなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

3 第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員は、同号ロに規定する規約が前項の規定により定められたときは、組合に第百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申

3| 第百五条第一項第二号ロに掲げる団体は、同号ロに規定する規約が前項の規定により定められたときは、組合に第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

4| (略)

(共済金額)

第百十条 漁獲共済の共済金額は、共済限度額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2・3 (略)

(共済限度額)

第百十一条 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額（第百四条第一号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の全てを通ずる

込みをしなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

4| 第百五条第一項第二号ハに掲げる団体は、同号ハに規定する規約が第二項の規定により定められたときは、組合に第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

5| (略)

(共済金額)

第百十条 漁獲共済の共済金額は、共済限度額（第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額。第百十三条の二第二項、第四項及び第五項並びに第百十三条の三第二項において同じ。）を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2・3 (略)

(共済限度額等)

第百十一条 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額（第百四条第一号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の全てを通ずる

当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とし、第四百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とする。以下この項において同じ。）を基準とし、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該漁業に關し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額その他当該地域における漁業事情を勘案して組合が定める金額に、百分の九十を超えない範囲内において当該被共済資格者の営む当該漁業の種類（第四百四条第一号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、その者が第百五条第一項第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者の全ての営む当該漁業の種類とし、第四百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、その者が第百五条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員の全ての営む当該漁業の種類とする。第百十三条第一項及び第二項において同じ。）に應じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

（削る）

2| 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額（農林水産省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。）とし

る当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とし、第四百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とする。以下この項において同じ。）を基準とし、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該漁業に關し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額その他当該地域における漁業事情を勘案して組合が定める金額に、百分の九十を超えない範囲内において当該被共済資格者の営む当該漁業の種類（第四百四条第一号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、その者が第百五条第一項第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者の全ての営む当該漁業の種類とし、第四百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、その者が第百五条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員の全ての営む当該漁業の種類とする。第百十三条第一項及び第四項において同じ。）に應じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2| 前条第一項の単位共済限度額は、共済契約ごと及び第百五条第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者ごとに、当該中小漁業者を前項の被共済資格者とした場合において同項の規定により算定された金額とする。

3| 前二項の規定により共済限度額又は単位共済限度額を定める場合における第一項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額（農林水産省令で定めるところにより収入とみなされるも

て、農林水産省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

(共済金)

第百十三条 漁獲共済の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額（第百四条第一号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額とし、第百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額とする。以下この項において同じ。）がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者が営む当該漁業の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(削る)

の金額を含む。）として、農林水産省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

(共済金)

第百十三条 漁獲共済（次項に掲げるものを除く。）の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額（第百四条第一号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済者が第百五条第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額とし、第百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額とする。以下この項において同じ。）がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者が営む当該漁業の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じ、これに更に共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2

第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済であつて、被共済者が第百五条第一項第二号に掲げる組合員である共済契約に係るものの共済金は、共済契約ごとに、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のうちにその営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額がその単位共済限度額に達しないものがある場合に支払うものとし、共済金の金額は、当該その単位共済限

(削る)

度額に達しない中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額から当該中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額を差し引いて得た金額に、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合、当該中小漁業者のすべての営む当該漁業の種類に係る前項の農林水産省令で定める割合及び共済金額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

3

第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業であつて、その漁業に係る経営事情及び共済事故の発生の態様に照らして共済金の支払につき特例を定める必要があるものとして政令で定める種類のものに係る漁獲共済の共済金は、第一項又は前項の規定にかかわらず、共済契約ごとに、第一項又は前項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当し、かつ、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量（被共済者が第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の合計数量とし、被共済者が同号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の合計数量とする。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより当該被共済者が営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量（被共済者が同号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の

2| 政令で定める種類の漁業に係る漁獲共済であつて、前項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、同項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額に、当該被共済者が営む当該漁業の種類に係る同項の農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(削る)

4| すべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量の合計数量とし、被共済者が同号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量の合計数量とする。)を基準として組合が定める基準漁獲数量(以下「基準漁獲数量」という。)に一を下らない範囲内において農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、第一項又は前項の規定により算定した金額に、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の基準漁獲数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

4| 政令で定める種類の漁業に係る漁獲共済であつて、前三項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、これらの規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額(第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、その金額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額)に、当該被共済者(その者が第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者のすべて)が営む当該漁業の種類に係る第一項の農林水産省令で定める割合を乗じ、これに更に共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 被共済者が第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員である場合
同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる

(削る)

3| 第一項の漁獲金額については、第百十一条第二項の規定を準用する。

(継続申込特約)

第百十三条の二 (略)

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁獲共済に係る共済契約で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る漁業の種類と漁業単位及びこれに係る漁業の種類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）について、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合並びに前条第一項及び第二項に規定する共済金の支払われる場合並びにその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3
5 (略)

る当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合に係る第二項の農林水産省令で定める割合

二 前項の政令で定める種類の漁業に係る漁獲共済である場合 当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の基準漁獲数量に対する割合に係る同項の農林水産省令で定める割合

5| 第一項、第二項及び前項の漁獲金額については、第百十一条第三項の規定を準用する。

(継続申込特約)

第百十三条の二 (略)

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁獲共済に係る共済契約で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る漁業の種類と漁業単位及びこれに係る漁業の種類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合並びに前条第一項から第四項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3
5 (略)

6 継続契約の共済限度額は、第百十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される金額が、直前契約の共済限度額を基準とし、農林水産大臣の定めるところにより算出される上限金額を超え又は下限金額を下回る場合は、それぞれ当該上限金額又は当該下限金額とする。

7 (略)

(包括継続申込特約)

第百十三条の三 (略)

2 前項の包括継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁獲共済に係る共済契約で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る漁業の種類と漁業単位及びこれに係る漁業の種類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）について、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合、第百十三条第一項及び第二項に規定する共済金の支払われる場合並びにその共済金の金額の算定の方法並びに共済限度額が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 前項の特約に係る共済限度額については、第百十一条第一項の規定は、適用しない。

6 継続契約の共済限度額又は単位共済限度額は、第百十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される金額が、直前契約の共済限度額又は単位共済限度額を基準とし、農林水産大臣の定めるところにより算出される上限金額を超え又は下限金額を下回る場合は、それぞれ当該上限金額又は当該下限金額とする。

7 (略)

(包括継続申込特約)

第百十三条の三 (略)

2 前項の包括継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁獲共済に係る共済契約で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る漁業の種類と漁業単位及びこれに係る漁業の種類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合、第百十三条第一項から第四項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法並びに共済限度額又は単位共済限度額が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 前項の特約に係る共済限度額又は単位共済限度額については、第百十一条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

4・5 (略)

(被共済者の資格)

第二百二十五条の三 特定養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、特定養殖業の種類に応じ、当該特定養殖業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者とする。

(削る)

(削る)

2 (略)

(共済契約の締結の申込み等)

第二百二十五条の六 政令で定めるところにより都道府県知事が特定養殖業の種類に応じその区域を分けて定める一定の区域ごとに、区域内特定養殖業者（当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む被共済資格者であつて政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。）の三分の二以上の者が特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをすることにつき同意をした場合において、当該同意につき次項において準用する第二百五条の二第四

4・5 (略)

(被共済者の資格)

第二百二十五条の三 特定養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、特定養殖業の種類ごとに、次に掲げるとおりとする。

一 当該特定養殖業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

二 組合員（その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事が特定養殖業の種類に応じその区域を分けて定める一定の区域内に住所を有しかつ当該特定養殖業を営む中小漁業者の三分の二以上の者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定めている場合における組合員に限る。）

2 (略)

(共済契約の締結の申込み等)

第二百二十五条の六 第二百二十五条の三第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに、区域内特定養殖業者（当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む被共済資格者であつて政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。）の三分の二以上の者が特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし又は組合員の直接の構成員として同号に規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第三項において準用す

項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者（当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。）は、組合に当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならぬ。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

（削る）

2| 第二百五条の二第一項ただし書の規定は前項の規定による共済契約の締結の申込みについて、同条第二項から第四項までの規定は前項の規定による区域内特定養殖業者の同意について、それぞれ準用する。

（共済金額）

第二百五条の八 特定養殖共済の共済金額は、共済限度額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2
（略）

（共済限度額）

第二百五条の九 （略）

（削る）

第二百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者（当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。）は、組合に当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号に規定する規約を定めなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

2| 第二百五条の三第一項第二号に掲げる組合員は、同号に規定する規約が前項の規定により定められたときは、組合に特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

3| 第二百五条の二第一項ただし書の規定は前二項の規定による共済契約の締結の申込み又は第一項の規定による規約の設定について、同条第二項から第四項までの規定は第一項の規定による区域内特定養殖業者の同意について、それぞれ準用する。

（共済金額）

第二百五条の八 特定養殖共済の共済金額は、共済限度額（被共済者が第二百五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額）を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2
（略）

（共済限度額等）

第二百五条の九 （略）

2| 前条第一項の単位共済限度額は、共済契約ごと及び第二百五条

2| 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の生産金額は、当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物による収入金額（農林水産省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。）として、農林水産省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

（共済金）

第二百二十五条の十一 特定養殖共済の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者が営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者が営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者が営む当該特定養殖業の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

の三第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者ごとに、当該中小漁業者を前項の被共済資格者とした場合において同項の規定により算定された金額とする。

3| 前二項の規定により共済限度額又は単位共済限度額を定める場合における第一項の生産金額は、当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物による収入金額（農林水産省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。）として、農林水産省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

（共済金）

第二百二十五条の十一 特定養殖共済（次項に掲げるものを除く。）の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその共済限度額に達しない場合において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量が政令で定めるところにより当該被共済者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量を基準として組合が定める基準生産数量に一を下らない範囲内において農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合、当該被共済者の営む当該特定養殖業の種類に応じて農林水産省令で定める割合及び共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2| 被共済者が第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員である特定養殖共済の共済金は、共済契約ごとに、同号に規定する規約を定めている中小漁業者（以下この項において「特定中小漁業者」という。）のうちにその営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその単位共済限度額に達しないものがある場合において、当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の合計数量が政令で定めるところにより当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量の合計数量を基準として組合が定める基準生産数量（第二号において「基準生産数量」という。）に前項の数値を乗じて得た数量に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、当該その単位共済限度額に達しない特定中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額から当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額を差し引いて得た金額に、次の各号に掲げる割合のすべてを乗じて得た金額とする。

- 一| 当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額の当該特定中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合に应じて農林水産省令で定める割合
- 二| 当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の合計数量の基準生産数量に対する割合に应じて農林水産省令で定める割合
- 三| 当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてが営む当該特定養殖業の種類に係る前項の農林水産省令で定める割合

2| 政令で定める種類の特定養殖業に係る特定養殖共済であつて、前項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、同項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額に、当該被共済者が営む当該特定養殖業の種類に係る同項の農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

3| 第一項の生産金額については、第百二十五条の九第二項の規定を準用する。

(継続申込特約)
第百二十五条の十二 (略)

四| 共済金額の当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合

3| 政令で定める種類の特定養殖業に係る特定養殖共済であつて、前二項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、前二項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額(被共済者が第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、その金額に前項第一号に掲げる割合を乗じて得た金額)に、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に係る第一項の農林水産省令で定める割合(被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第二号に掲げる割合)、当該被共済者の営む当該特定養殖業の種類に係る第一項の農林水産省令で定める割合(被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第三号に掲げる割合)及び共済金額の共済限度額に対する割合(被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第四号に掲げる割合)を乗じて得た金額とする。

4| 第一項及び第二項の生産金額については、第百二十五条の九第三項の規定を準用する。

(継続申込特約)
第百二十五条の十二 (略)

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる特定養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る特定養殖業の種類と特定養殖業の種類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）について、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合並びに前条第一項及び第二項に規定する共済金の支払われる場合並びにその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。 3 （略） 4 継続契約の共済限度額については、<u>第百十三条の二第六項の規定</u>を準用する。 5 （略） （再共済金額） 第百四十条 連合会の再共済金額は、次に掲げるとおりとする。 一 （略） 二 漁業施設共済に係るものにあつては、共済契約に係る共済金額に<u>百分の九十五</u>を超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額 2 （略）		2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる特定養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る特定養殖業の種類と特定養殖業の種類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合並びに前条第一項から第三項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。 3 （略） 4 継続契約の共済限度額又は<u>単位共済限度額</u>については、<u>第百十三条の二第六項の規定</u>を準用する。 5 （略） （再共済金額） 第百四十条 連合会の再共済金額は、次に掲げるとおりとする。 一 （略） 二 漁業施設共済に係るものにあつては、共済契約に係る共済金額に<u>百分の九十</u>を超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額 2 （略）
--	--	--

(再共済金)

第四百十三条 連合会の再共済金の金額は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 漁業施設共済に係るものにあつては、会員が支払うべき共済金の金額に第四百四十条第一項第二号の政令で定める割合を乗じて得た金額

(共済掛金及び事務費の補助等)

第九十五条 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分(第二百二十三条第二項ただし書に規定する特約があるときは、当該特約に係る部分を除く。)の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する養殖施設又は漁具を共済目的として漁業施設共済に係る共済契約を締結している場合(当該漁業施設共済の適切な実施を図るため必要と認められるものとして政令で定める一定の要件に適合する場合に限る。)には当該漁業施設共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

一 (略)

二 第四百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模(その者が第五十一条第二号ロに掲げる団体であるときはその構成員の営む漁業の平均規模)が政令で定める一定の規模以

(再共済金)

第四百十三条 連合会の再共済金の金額は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 漁業施設共済に係るものにあつては、会員が支払うべき共済金の金額に第四百四十条第二号の政令で定める割合を乗じて得た金額

(共済掛金及び事務費の補助等)

第九十五条 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分(第二百二十三条第二項ただし書に規定する特約があるときは、当該特約に係る部分を除く。)の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する養殖施設又は漁具を共済目的として漁業施設共済に係る共済契約を締結している場合(当該漁業施設共済の適切な実施を図るため必要と認められるものとして政令で定める一定の要件に適合する場合に限る。)には当該漁業施設共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

一 (略)

二 第四百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模(その者が第五十一条第二号ロ又は第二百五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは第五十一条第二号ロ又

	下であり、かつ、当該漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済への加入の円滑化等を図るため必要と認められる政令で定める一定の要件に適合するもの
2 ～ 4	は第百二十五条の三第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む漁業の平均規模、その者が第百五条第一項第二号ハに掲げる団体であるときはその構成員の営む漁業の平均規模が政令で定める一定の規模以下であり、かつ、当該漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済への加入の円滑化等を図るため必要と認められる政令で定める一定の要件に適合するもの

2
～
4
(略)

2
～
4
(略)

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 漁業共済団体の組織及び監督 第一節 総則（第四条―第十一条） 第二節 漁業共済組合 第一款 組合員（第十二条―第二十一条） 第二款 管理（第二十二条―第四十三条の二） 第三款 設立（第四十四条―第四十九条） 第四款 解散及び清算（第五十条―第六十一条の五） 第三款 漁業共済組合連合会（第六十二条―第六十七条） 第四款 漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併（第六十七条の二―第六十七条の八） 第五節 監督（第六十八条―第七十六条） 第三章 漁業共済組合の漁業共済事業 第一節 通則（第七十七条―第一百三条） 第二節 漁獲・特定養殖共済（第一百四―第一百三十三の三） 第三節 養殖共済（第一百四―第一百五） 第四節 漁業施設共済（第二百二十六―第二百三十七）	目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 漁業共済団体の組織及び監督 第一節 総則（第四条―第十一条） 第二節 漁業共済組合 第一款 組合員（第十二条―第二十一条） 第二款 管理（第二十二条―第四十三条の二） 第三款 設立（第四十四条―第四十九条） 第四款 解散及び清算（第五十条―第六十一条の五） 第三款 漁業共済組合連合会（第六十二条―第六十七条） 第四款 漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併（第六十七条の二―第六十七条の八） 第五節 監督（第六十八条―第七十六条） 第三章 漁業共済組合の漁業共済事業 第一節 通則（第七十七条―第一百三条） 第二節 漁獲共済（第一百四―第一百三十三の三） 第三節 養殖共済（第一百四―第一百五） 第四節 特定養殖共済（第二百二十五条の二―第二百二十五条の十二） 第五節 漁業施設共済（第二百二十六―第二百三十七）

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業

第一節 漁業再共済事業（第百三十八条―第百四十七条）

第二節 漁業共済事業（第百四十七条の二）

第五章 政府の漁業共済保険事業（第百四十七条の三―第百九十四条）

第六章 国の助成等（第百九十五条―第百九十六条の二）

第六章の二 独立行政法人農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務（第百九十六条の三―第百九十六条の十二）

第六章の三 雑則（第百九十六条の十二―第百九十六条の二十二）

第七章 罰則（第百九十七条―第二百一条）

附則

（漁業災害補償の制度）

第二条 漁業災害補償の制度は、漁業共済組合が行う漁業共済事業、漁業共済組合連合会が行う漁業再共済事業又は漁業共済事業及び政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その漁獲若しくは養殖に係る生産金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害に関して必要な給付を行う制度とする。

（漁業共済事業の種類）

第七十七条 組合が行う漁業共済事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 漁獲・特定養殖共済

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業

第一節 漁業再共済事業（第百三十八条―第百四十七条）

第二節 漁業共済事業（第百四十七条の二）

第五章 政府の漁業共済保険事業（第百四十七条の三―第百九十四条）

第六章 国の助成等（第百九十五条―第百九十六条の二）

第六章の二 独立行政法人農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務（第百九十六条の三―第百九十六条の十二）

第六章の三 雑則（第百九十六条の十二―第百九十六条の二十二）

第七章 罰則（第百九十七条―第二百一条）

附則

（漁業災害補償の制度）

第二条 漁業災害補償の制度は、漁業共済組合が行う漁業共済事業、漁業共済組合連合会が行う漁業再共済事業又は漁業共済事業及び政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その漁獲金額若しくは養殖に係る生産金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害に関して必要な給付を行う制度とする。

（漁業共済事業の種類）

第七十七条 組合が行う漁業共済事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 漁獲共済

二 (略)

(削る)

三 (略)

(漁業共済事業の内容)

第七十八条 漁獲・特定養殖共済は、被共済者又はその構成員が営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲若しくは養殖に係る生産金額又は構成員を通ずる漁獲に係る生産金額の合計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

2 (略)

(削る)

3| (略)

(漁業共済事業の実施)

第七十九条 組合は、政令で定めるところにより、少なくとも、漁獲・特定養殖共済及び養殖共済のうちいずれか一以上の種類の漁業共済事業を行わなければならない。

(共済契約の成立)

第八十条 共済契約は、漁獲・特定養殖共済にあつては第百四条に規定する漁業の種類ごとに(二)以上の同条に規定する漁業の種類を一

二 (略)

三 特定養殖共済

四 (略)

(漁業共済事業の内容)

第七十八条 漁獲共済は、被共済者又はその構成員が営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額又は構成員を通ずる漁獲金額の合計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

2 (略)

3| 特定養殖共済は、被共済者が営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額に達しない場合の被共済者の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

4| (略)

(漁業共済事業の実施)

第七十九条 組合は、政令で定めるところにより、少なくとも、漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済のうちいずれか一以上の種類の漁業共済事業を行わなければならない。

(共済契約の成立)

第八十条 共済契約は、漁獲共済にあつては第百四条に規定する漁業の種類ごと、養殖共済にあつては第百十四条に規定する養殖業の種

括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の同条に規定する漁業の種類を一括して）、養殖共済にあつては第百十四条に規定する養殖業の種類ごとに、漁業施設共済にあつては共済目的の種類たる養殖施設又は漁具ごとに、農林水産省令で定めるところにより、共済契約を組合との間に締結することができる者が共済規程で定める申込期間内に共済規程で定める様式の申込書を組合に提出して申し込み、組合がこれを承諾することによつて成立する。

2 組合は、第百四条第二号若しくは第三号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る共済契約又は第百十四条の政令で定める養殖業に属する養殖業の種類に係る共済契約（これらの共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）については、共済規程で定めるところにより、前項の申込みの際し、その申込みをする者に、当該共済契約に係る共済掛金に充てるものとして共済規程で定める金額の申込証拠金を提供させることができる。

3 (略)

(通常行ふべき管理等の義務)

第八十五条 被共済者（第百五条第一項第一号に掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号に掲げる団体にあつてはその構成員を含む。次条、第八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第百三条において同じ。）は、漁獲・特定養殖共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲又は養殖に係る水産動植物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的た

類ごと、特定養殖共済にあつては第百二十五条の二に規定する養殖業の種類ごと、漁業施設共済にあつては共済目的の種類たる養殖施設又は漁具ごとに、農林水産省令で定めるところにより、共済契約を組合との間に締結することができる者が共済規程で定める申込期間内に共済規程で定める様式の申込書を組合に提出して申し込み、組合がこれを承諾することによつて成立する。

2 組合は、第百四条第二号に掲げる漁業に係る共済契約、第百十四条の政令で定める養殖業に係る共済契約又は第百二十五条の二に規定する特定養殖業（以下この節において「特定養殖業」という。）に係る共済契約（これらの共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）については、共済規程で定めるところにより、前項の申込みの際し、その申込みをする者に、当該共済契約に係る共済掛金に充てるものとして共済規程で定める金額の申込証拠金を提供させることができる。

3 (略)

(通常行ふべき管理等の義務)

第八十五条 被共済者（第百五条第一項第一号に掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号に掲げる団体にあつてはその構成員を含む。次条、第八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第百三条において同じ。）は、漁獲共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物、特定養殖共済に

る養殖水産動植物、漁業施設共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設及び漁具につき、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つてはならない。

2 漁獲・特定養殖共済にあつては、被共済者（第二百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員。第九十三条第一項第八号において同じ。）は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る漁業につき、通常の操業を行うことができる場合において、通常の中小漁業者の行う漁獲又は養殖に係る努力を怠つてはならない。

（被共済者の遵守すべき事項）

第八十七条 組合は、被共済者が、帳簿を備えて、当該共済契約に係る漁業についての操業の状況若しくは漁獲若しくは養殖に係る水産動植物若しくは共済目的たる養殖水産動植物の販売、保管等の状況又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具についての供用の状況を記入すべきこと、これらの事項に關し定期に又は必要の都度組合に通知すべきことその他被共済者の遵守すべき事項として農林水産省令で定める事項を共済規程において定めることができる。

2 (略)

（免責事由）

第九十三条 次に掲げる場合には、組合は、共済金の全部又は一部に

あつては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係る水産動植物、漁業施設共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設及び漁具につき、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つてはならない。

2 漁獲共済又は特定養殖共済にあつては、被共済者（第二百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員。第九十三条第一項第八号において同じ。）は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る漁業又は特定養殖業につき、通常の操業を行うことができる場合において、通常の中小漁業者の行う漁獲又は養殖に係る努力を怠つてはならない。

（被共済者の遵守すべき事項）

第八十七条 組合は、被共済者が、帳簿を備えて、当該共済契約に係る漁業についての操業の状況若しくは漁獲物若しくは養殖水産動植物の販売、保管等の状況又は当該共済契約に係る養殖施設若しくは漁具についての供用の状況を記入すべきこと、これらの事項に關し定期に又は必要のつど組合に通知すべきことその他被共済者の遵守すべき事項として農林水産省令で定める事項を共済規程において定めることができる。

2 (略)

（免責事由）

第九十三条 次に掲げる場合には、組合は、共済金の全部又は一部に

つき、支払の責めを免れることができる。

一〇七 (略)

八 漁獲・特定養殖共済において、共済契約に係る漁業につき第九十一条第一項に規定する操業の条件又は方法の変更による危険の著しい変更又は増加があつた場合以外の場合であつて、被共済者が漁船の損傷その他共済規程で定める事由により通じて共済規程で定める日数以上操業することができなかつたとき。

九 (略)

2 (略)

(事務の委託)

第百一条 組合は、共済規程で定めるところにより、その行^う漁業共済事業に係る事務のうち、共済契約の申込書の受理、漁獲又は養殖に係る水産動植物の販売金額の調査その他農林水産省令で定める事項に係るものを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に委託することができる。

2 (略)

第二節 漁獲・特定養殖共済

(漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業及び区分)

第百四条 漁獲・特定養殖共済は、次に掲げる漁業につき行^うものとし、政令で定めるところにより、その対象とする漁業の種類により

つき、支払の責めを免れることができる。

一〇七 (略)

八 漁獲共済又は特定養殖共済において、共済契約に係る漁業又は特定養殖業につき第九十一条第一項に規定する操業の条件又は方法の変更による危険の著しい変更又は増加があつた場合以外の場合であつて、被共済者が漁船の損傷その他共済規程で定める事由により通じて共済規程で定める日数以上操業することができなかつたとき。

九 (略)

2 (略)

(事務の委託)

第百一条 組合は、共済規程で定めるところにより、その行^なう漁業共済事業に係る事務のうち、共済契約の申込書の受理、漁獲物の販売金額の調査その他農林水産省令で定める事項に係るものを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に委託することができる。

2 (略)

第二節 漁獲共済

(漁獲共済の対象とする漁業及び区分)

第百四条 漁獲共済は、次に掲げる漁業につき行^うものとし、その対象とする漁業の種類により区分する。

区分する。

一 (略)

二 前号に掲げる漁業以外の漁業（養殖業を除く。）であつて、政令で定めるもの

三 第百十四条の政令で定める養殖業以外の養殖業であつて、政令で定めるもの（以下「特定養殖業」という。）

（被共済者の資格）

第百五条 漁獲・特定養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業の種類に応じ、次に掲げるとおりとする。

一 前条第一号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該漁業の種類を営む組合員

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、その組合員の地区内に住所を有し、かつ、政令で定めるところにより都道府県知事が水面を分けて定める一定の水域内において当該漁業の種類を営む中小漁業者の全員（政令で定めるところにより、都道府県知事が、当該中小漁業者の全員の住所及び漁獲物の販売に関する事情を考慮して、当該中小漁業者の住所地の全てが含まれる地域を分けて二以上の区域を定めたときは、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する当該中小漁業者の全員）が当該漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について

一 (略)

二 前号に掲げる漁業、第百十四条に掲げる漁業及び第百二十五条の二に規定する特定養殖業以外の漁業であつて、政令で定めるものの

（新設）

（被共済者の資格）

第百五条 漁獲共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、漁獲共済の対象とする漁業の種類に応じ、次に掲げるとおりとする。

一 前条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該漁業を営む組合員

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、その組合員の地区内に住所を有し、かつ、政令で定めるところにより都道府県知事が水面を分けて定める一定の水域内において当該漁業を営む中小漁業者の全員（政令で定めるところにより、都道府県知事が、当該中小漁業者の全員の住所及び漁獲物の販売に関する事情を考慮して、当該中小漁業者の住所地の全てが含まれる地域を分けて二以上の区域を定めたときは、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する当該中小漁業者の全員）が共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定めている場合

農林水産省令で定める基準に従った規約を定めている場合における組合員に限る。)

二 前条第二号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該漁業の種類の種類を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

ロ 政令で定めるところにより都道府県知事が定める区域及び当該区域に応じ前条第二号に掲げる漁業を分けて定める区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有し、かつ、当該区分に係る漁業の種類の種類を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者をその構成員の全部とし、当該区分に係る漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を有する団体

三 特定養殖業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済にあつては、当該漁業の種類の種類を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

2 漁獲・特定養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者は、被共済資格者でなくなつた場合においても、当該共済契約については、被共済資格者とみなす。

(共済契約者に関する制限)

第百六条 漁獲・特定養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする漁業の種類ごとに(二以上の漁業

における組合員に限る。)

二 前条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

ロ 政令で定めるところにより都道府県知事が定める区域及び当該区域に応じ前条第二号に掲げる漁業を分けて定める区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有し、かつ、当該区分に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を有する団体

(新設)

2 漁獲共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者は、被共済資格者でなくなつた場合においても、当該共済契約については、被共済資格者とみなす。

(共済契約者に関する制限)

第百六条 漁獲共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする漁業の種類ごとに、当該種類の漁業に係る漁

の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の漁業の種類（それぞれについて）、当該漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

（共済契約の締結の制限）

第百七条 一の漁業単位又は一の特定養殖業につき漁獲・特定養殖共済に係る共済契約が締結されている場合には、被共済資格者は、当該一の漁業単位又は一の特定養殖業については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする他の漁獲・特定養殖共済に係る共済契約を締結することができない。

2 二以上の漁業の種類を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約を締結している被共済資格者は、他の漁獲・特定養殖共済に係る共済契約（第百十三条の三第一項の規定により包括継続申込特約をするものを除く。）を締結することができない。

（共済契約の締結の申込み等）

第百八条 第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員は、同号ロに規定する規約が第百五条の二第一項の規定により定められたときは、組合に、当該規約に係る第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲・特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

2 第百五条第一項第二号ロの都道府県知事が定める区域及び区分ご

獲共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

（共済契約の締結の制限）

第百七条 一の漁業単位につき漁獲共済に係る共済契約が締結されている場合には、被共済資格者は、その漁業単位については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする他の漁獲共済に係る共済契約を締結することができない。

（新設）

（共済契約の締結の申込み等）

第百八条 第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員は、同号ロに規定する規約が第百五条の二第一項の規定により定められたときは、組合に第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

2 第百五条第一項第二号ロの都道府県知事が定める区域及び区分ご

とに、当該区域内に住所を有し、かつ、当該区分に係る漁業の種類
の漁業を営む被共済資格者で政令で定める要件に該当するもの（以
下「特定第二号漁業者」という。）の三分の二以上の者が当該区分
に係る第四百条第二号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る漁獲
・特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は第百五条
第一項第二号に規定する団体の構成員として同号に規定する規
約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第
五項において準用する第百五条の二第四項の規定による公示があつ
たときは、特定第二号漁業者（当該公示があつた後に特定第二号漁
業者となつた者を含む。）は、組合に当該漁獲・特定養殖共済に係
る共済契約の締結の申込みをし、又は同号に規定する規約を定め
なければならぬ。当該漁獲・特定養殖共済の共済責任期間が終了
したときも、同様とする。

3 第百五条第一項第二号に掲げる団体は、同号に規定する規約
が前項の規定により定められたときは、組合に、当該規約に係る第
百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養
殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならぬ。当該
漁獲・特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

4 政令で定めるところにより都道府県知事が特定養殖業の種類に
応じ定める区域ごとに、当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養
殖業の種類の特定養殖業を営む被共済資格者で政令で定める要件に
該当するもの（以下「区域内特定養殖業者」という。）の三分の二
以上の者が当該特定養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済に係る
共済契約の締結の申込みをすることにつき同意をした場合において

とに、当該区域内に住所を有し、かつ、当該区分に係る漁業を営む
被共済資格者で政令で定める要件に該当するもの（以下「特定第二
号漁業者」という。）の三分の二以上の者が第四百条第二号に掲げ
る漁業に属する漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込み
をし、又は第百五条第一項第二号に規定する団体の構成員として
同号に規定する規約を定めることにつき同意をした場合において
、当該同意につき第四項において準用する第百五条の二第四項の規
定による公示があつたときは、特定第二号漁業者（当該公示があつ
た後に特定第二号漁業者となつた者を含む。）は、組合に当該漁獲
共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号に規定する規
約を定めなければならぬ。当該漁獲共済の共済責任期間が終了し
たときも、同様とする。

3 第百五条第一項第二号に掲げる団体は、同号に規定する規約
が前項の規定により定められたときは、組合に第四百条第二号に掲
げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込
みをしなければならぬ。当該漁獲共済の共済責任期間が終了した
ときも、同様とする。

（新設）

、当該同意につき次項において準用する第二百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者（当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。）は、組合に当該漁獲・特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならぬ。当該漁獲・特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

5| 第二百五条の二第一項ただし書の規定は前各項の規定による共済契約の締結の申込み又は第二項の規定による規約の設定について、同条第二項から第四項までの規定は第二項の規定による特定第二号漁業者の同意又は前項の規定による区域内特定養殖業者の同意について、それぞれ準用する。

（共済責任期間）

第九九条 漁獲・特定養殖共済の共済責任期間は、対象とする漁業の種類ごとに（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする漁業の種類を通じて）、農林水産省令で定めるところにより、当該漁業の種類（漁業の漁業時期（周年操業をするものについては一年間とし、第四百条第一号に掲げる漁業に属する漁業の種類）についてはその漁業の目的である水産動植物の成育期間を含むものとする。）を基準として、共済規程で定める期間とする。

（共済金額）

第一百十條 漁獲・特定養殖共済の共済金額は、共済限度額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定め

4| 第二百五条の二第一項ただし書の規定は前各項の規定による共済契約の締結の申込み又は第二項の規定による規約の設定について、同条第二項から第四項までの規定は第二項の規定による特定第二号漁業者の同意について、それぞれ準用する。

（共済責任期間）

第九九条 漁獲共済の共済責任期間は、対象とする漁業の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の漁業の漁業時期（周年操業をするものについては一年間とし、第四百条第一号に掲げる漁業についてはその漁業の目的である水産動植物の成育期間を含むものとする。）を基準として、共済規程で定める期間とする。

（共済金額）

第一百十條 漁獲共済の共済金額は、共済限度額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とす

る金額とする。

2 (略)

3 第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済についての共済金額は、前二項の規定によるほか、政令で定める金額を下つて定めることができない。

(共済限度額)

第百十一条 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、被共済資格者の営む漁業であつて、共済契約の対象とする漁業の種類(以下この条及び第百十三条において「対象漁業」という。)の過去一定年間の操業に係る生産金額(第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済については、被共済資格者が第百五条第一項第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者の全てを通ずる対象漁業の過去一定年間の操業に係る生産金額の合計額とし、第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済については、被共済資格者が第百五条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる対象漁業の過去一定年間の操業に係る生産金額の合計額とする。以下この項において同じ。)を基準とし、当該被共済資格者の対象漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と対象漁業に關し近似する事情の存する対象漁業に係る漁獲・特定養殖共済の他の被共済資格者の営む対象漁業の過去一定年間の操業に係る生産金額その他当該地域における漁業事情を勘案して組合が定める金額に、百分の九十を超えない範囲内において当該被共済資格者の営む対象漁業の種類(第百四条第一号に

る。

2 (略)

3 第百四条第一号に掲げる漁業に係る漁獲共済についての共済金額は、前二項の規定によるほか、政令で定める金額を下つて定めることができない。

(共済限度額)

第百十一条 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額(第百四条第一号に掲げる漁業に係る漁獲・特定養殖共済については、被共済資格者が第百五条第一項第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とし、第百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とする。以下この項において同じ。)を基準とし、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該漁業に關し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額その他当該地域における漁業事情を勘案して組合が定める金額に、百分の九十を超えない範囲内において当該被共済資格者の営む当該漁業の種類(第百四条第一号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、その者が第百五条第一項第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者の全ての営む当該漁業の種類とし、第百四条

掲げる漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済については、その者が第百五条第一項第一号に掲げる組合員であるときは、同号に掲げる中小漁業者の全ての営む対象漁業の種類とし、第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済については、その者が第百五条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員の全ての営む対象漁業の種類とする。第百十三条第一項及び第二項において同じ。）に依じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の生産金額は、対象漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物による収入金額（農林水産省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。）として、農林水産省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

3 漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類の種類であつて政令で定めるものの過去一定年間の操業に係る生産金額を第一項の生産金額に加えることに關し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約における前項の規定の適用については、同項中「対象漁業」とあるのは、「対象漁業及び次項の特約に係る漁業」とする。

(純共済掛金率)

第百十二条 漁獲・特定養殖共済の純共済掛金率は、次の各号に掲げる共済契約の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、その者が第百五条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員の全ての営む対象漁業の種類とする。第百十三条第一項及び第二項において同じ。）に依じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額（農林水産省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。）として、農林水産省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

(新設)

(純共済掛金率)

第百十二条 漁獲共済の純共済掛金率は、対象とする漁業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに依ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲において、組合が共済規程で定める割合とする。

一 二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約 対象とする漁業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を用いて農林水産省令で定めるところにより算定した率に、二以上の漁業の種類を一括して対象とすることによる共済事故の発生率の低下その他の事情を考慮して農林水産大臣の定める割合を乗じて得た率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合

二 前号に掲げる共済契約以外のもの 対象とする漁業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合

2 農林水産大臣は、漁獲・特定養殖共済につき、漁業の種類その他前項の農林水産大臣の定める事項にに応じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

(共済金)

第百十三条 漁獲・特定養殖共済の共済金は、共済契約ごとに、被共済者が営む対象漁業の共済責任期間中の操業に係る生産金額（第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済については、被共済者が第百五条第一項第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者の全てを通ずる対象漁業の共済責任期間中の操業に係る生産金額の合計額とし、第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済については、被共済者が第百五条第一項第二号に掲げる団体で

2 農林水産大臣は、漁獲共済につき、漁業の種類その他前項の農林水産大臣の定める事項にに応じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

(共済金)

第百十三条 漁獲共済の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額（第百四条第一号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額とし、第百四条第二号に掲げる漁業に係る漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の共済責任期間中の

あるときは、その構成員の全てを通ずる対象漁業の共済責任期間中の操業に係る生産金額の合計額とする。以下この項において同じ。）がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者が営む対象漁業の共済責任期間中の操業に係る生産金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者が営む対象漁業の漁業の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2 政令で定める漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済であつて、前項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、同項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額に、当該被共済者が営む対象漁業の漁業の種類に係る同項の農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

3 第一項の生産金額については、第百十一条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を準用する。

（継続申込特約）

第百十三条の二 漁獲・特定養殖共済に係る共済契約が締結される場合には、当該共済契約について継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日

操業に係る漁獲金額の合計額とする。以下この項において同じ。）がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者が営む当該漁業の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2 政令で定める種類の漁業に係る漁獲共済であつて、前項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、同項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額に、当該被共済者が営む当該漁業の種類に係る同項の農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

3 第一項の漁獲金額については、第百十一条第二項の規定を準用する。

（継続申込特約）

第百十三条の二 漁獲共済に係る共済契約が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日

以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁獲・特定養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る漁業の種類又は当初契約に係る特定養殖業の種類と漁業単位及びこれに係る漁業の種類又は特定養殖業の種類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）について、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合並びに前条第一項及び第二項に規定する共済金の支払われる場合並びにその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3～7 （略）

（包括継続申込特約）

第百十三条の三 第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業の種類であつて、その漁業に係る共済事故の発生の態様に照らして共済契約の締結につき特例を定める必要があるものとして農林水産省令で定めるものに係る漁獲・特定養殖共済に係る共済契約（二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約を除く。）が締結される場合には、当該共済契約について包括継続申込特約をすることができ。

2 前項の包括継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁獲・特定養殖共済に係る共済契約で当初契約に

以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁獲共済に係る共済契約で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る漁業の種類と漁業単位及びこれに係る漁業の種類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）について、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合並びに前条第一項及び第二項に規定する共済金の支払われる場合並びにその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3～7 （略）

（包括継続申込特約）

第百十三条の三 第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業であつて、その漁業に係る共済事故の発生の態様に照らして共済契約の締結につき特例を定める必要があるものとして農林水産省令で定める種類のものに係る漁獲共済に係る共済契約が締結される場合には、これと併せて包括継続申込特約をすることができ。

2 前項の包括継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁獲共済に係る共済契約で当初契約に係る漁業単

係る漁業単位及びこれに係る漁業の種類と漁業単位及びこれに係る漁業の種類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）について、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合、第百十三条第一項及び第二項に規定する共済金の支払われる場合並びにその共済金の金額の算定の方法並びに共済限度額が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 5 (略)

（養殖共済の対象とする養殖業及び区分）

第百十四条 養殖共済は、政令で定める養殖業につき行うものとし、政令で定めるところにより、その対象とする養殖業の種類により区分する。

（被共済者の資格）

第百十六条 養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、養殖共済の対象とする養殖業の種類に応じ、当該養殖業の種類の養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるものとする。

2 (略)

（共済契約者に関する制限）

第百十七条 養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することが

位及びこれに係る漁業の種類と漁業単位及びこれに係る漁業の種類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）について、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合、第百十三条第一項及び第二項に規定する共済金の支払われる場合並びにその共済金の金額の算定の方法並びに共済限度額が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 5 (略)

（養殖共済の対象とする養殖業及び区分）

第百十四条 養殖共済は、政令で定める養殖業につき行うものとし、その対象とする養殖業の種類により区分する。

（被共済者の資格）

第百十六条 養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、養殖共済の対象とする養殖業の種類に応じ、当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるものとする。

2 (略)

（共済契約者に関する制限）

第百十七条 養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することが

できる者は、対象とする養殖業の種類ごとに、当該養殖業の種類に係る養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)

第百十八条 養殖共済については、対象とする養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域（以下「単位漁場区域」という。）内（内水面において営む養殖業にあつては、一の事業場）においてその者の営む当該養殖業の種類に係る養殖水産動植物で共済目的とすることができものの全てを共済目的とし、その養殖業においてその養殖業を営む者が当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物（当該養殖水産動植物と同種のものに限る。）がある場合にはその全てを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

2 (略)

(共済責任期間)

第百十九条 養殖共済の共済責任期間は、対象とする養殖業の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該養殖業の種類に係る養殖の養殖時期（周年操業をするもの（内水面において営む養殖業であつて、農林水産省令で定めるものを除く。）については、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

(共済金)

できる者は、対象とする養殖業の種類ごとに、当該種類の養殖業に係る養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)

第百十八条 養殖共済については、農林水産省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域（以下「単位漁場区域」という。）内（内水面において営む養殖業にあつては、一の事業場）においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物で共済目的とすることができものの全てを共済目的とし、その養殖業においてその養殖業を営む者が当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物（当該養殖水産動植物と同種のものに限る。）がある場合にはその全てを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

2 (略)

(共済責任期間)

第百十九条 養殖共済の共済責任期間は、対象とする養殖業の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の養殖業の養殖時期（周年操業をするもの（内水面において営む養殖業であつて、農林水産省令で定めるものを除く。）については、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

(共済金)

第二百二十四条 (略)

2 養殖業に係る経営事情及び共済事故の発生の態様に照らして共済金の支払につき特例を定める必要がある次の各号の養殖業の種類に係る養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金(第二号の養殖業の種類にあつては、同号の政令で定める共済事故に該当する事故であつて同号の共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金に限る。)については、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 政令で定める養殖業の種類に係る養殖共済については、その共済金は、共済契約ごとに、当該共済責任期間における当該共済目的についての共済事故による損害額の合計額が当該共済価額に百分の三十を超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、当該損害額の合計額のうちその超える部分の金額に共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

二 前号の政令で定める養殖業の種類以外の養殖業の種類であつて政令で定めるものに係る養殖共済については、政令で定める共済事故に該当する事故であつて当該養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ政令で定めるところにより組合が共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金は、共済契約ごとに、当該損害数量が、当該直前数量に前項の政令で定める割合(当該割合に比し、当該養殖業の種類に係る養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ百分の三十を超えない範囲内において政令で定めるところにより組合が共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合(以下この条において「指定割合」という。))が大

第二百二十四条 (略)

2 養殖業に係る経営事情及び共済事故の発生の態様に照らして共済金の支払につき特例を定める必要がある次の各号の種類の養殖業に係る養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金(第二号の種類の養殖業にあつては、同号の政令で定める共済事故に該当する事故であつて同号の共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金に限る。)については、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済については、その共済金は、共済契約ごとに、当該共済責任期間における当該共済目的についての共済事故による損害額の合計額が当該共済価額に百分の三十を超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、当該損害額の合計額のうちその超える部分の金額に共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

二 前号の政令で定める種類の養殖業以外の養殖業であつて政令で定める種類のものに係る養殖共済については、政令で定める共済事故に該当する事故であつて当該養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ政令で定めるところにより組合が共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金は、共済契約ごとに、当該損害数量が、当該直前数量に前項の政令で定める割合(当該割合に比し、当該養殖業に係る養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ百分の三十を超えない範囲内において政令で定めるところにより組合が共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合(以下この条において「指定割合」という。))が大

）が大きい場合にあつては、指定割合）を乗じて得た数量を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、政令で定める共済事故に該当する事故によつて受けた当該共済目的についての損害額から、直前数量に指定割合、当該共済目的の第二百二十一条第一項の単位当たり共済価額及び第六項の割合を乗じて得た金額（第四項において「控除金額」という。）を差し引いて得た金額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

3 政令で定める養殖業の種類に係る養殖共済であつて、共済金の支払われる場合に関し次の各号のいずれにも該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、前二項の規定にかかわらず、当該特約において支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとする。

一 次号の政令で定める養殖業の種類以外の養殖業の種類に係るものにあつては、前二項の規定により当該共済金を支払うものとされる場合以外の場合に当該共済金を支払うものでないこと。

二 前項第一号の政令で定める養殖業の種類以外の養殖業の種類であつて政令で定めるものに係るものにあつては、損害数量が直前数量に政令で定める割合（当該割合に比し、指定割合が大きい場合にあつては、指定割合）を乗じて得た数量を下回る場合に当該共済金を支払うものでないこと。

三（略）

4 政令で定める養殖業の種類に係る養殖共済であつて、共済金の金

きい場合にあつては、指定割合）を乗じて得た数量を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、政令で定める共済事故に該当する事故によつて受けた当該共済目的についての損害額から、直前数量に指定割合、当該共済目的の第二百二十一条第一項の単位当たり共済価額及び第五項の割合を乗じて得た金額（第四項において「控除金額」という。）を差し引いて得た金額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

3 政令で定める養殖業の種類に係る養殖共済であつて、共済金の支払われる場合に関し次の各号のすべてに該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、前二項の規定にかかわらず、当該特約において支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとする。

一 次号の政令で定める養殖業の種類以外の養殖業の種類に係るものにあつては、前二項の規定により当該共済金を支払うものとされる場合以外に当該共済金を支払うものでないこと。

二 前項第一号の政令で定める養殖業の種類以外の養殖業の種類であつて、政令で定める種類のものに係るものにあつては、損害数量が直前数量に政令で定める割合（当該割合に比し、指定割合が大きい場合にあつては、指定割合）を乗じて得た数量を下回る場合に当該共済金を支払うものでないこと。

三（略）

4 政令で定める養殖業の種類に係る養殖共済であつて、共済金の金

額の算定の方法に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金の金額は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約に従い算定した金額（同項第二号に規定する損害に係る場合にあつては、控除金額を差し引いて得た金額）に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

5| 政令で定める養殖業の種類に係る養殖共済であつて、共済金の支払われる場合及び共済金の金額の算定の方法に関し次の各号のいずれにも該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、第一項から第三項までの規定により支払うものとされる場合のほか、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量（前条の規定によつて組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。）が当該共済事故の発生の直前の当該養殖施設ごとの当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上である場合に支払うものとし、その場合の共済金の金額は、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとの損害額（前項に規定する特約がある場合にあつては、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとに当該特約に従い算定した金額）に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

一| 第二項各号の政令で定める養殖業の種類に係るものにあつては

額の算定の方法に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金の金額は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約に従い算定した金額（同項第二号に規定する損害に係る場合にあつては、控除金額を差し引いて得た金額）に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

（新設）

、それぞれ当該各号の規定により当該共済金を支払うものとされる場合以外の場合に当該共済金を支払うものでないこと。

二 同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量（前条の規定によつて組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。）が当該共済事故の発生の前直前の当該養殖施設ごとの当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量を下回る場合に当該共済金を支払うものでないこと。

三 農林水産省令で定める要件に該当すること。

6 第一項、第二項及び前項の損害額は、当該共済事故に係る損害数量に当該共済目的の第二百二十一条第一項の単位当たり共済価額を乗じて得た金額に、当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林水産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

（継続申込特約）

第二百二十四条の二 養殖共済に係る共済契約（共済金額の共済価額に対する割合が政令で定める割合以上であるものに限り。）が締結される場合には、当該共済契約について継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る養殖業の種類及び単位漁場区域と養殖業の種類及び単位漁場区域が同一である

5 第一項及び第二項の損害額は、当該共済事故に係る損害数量に当該共済目的の第二百二十一条第一項の単位当たり共済価額を乗じ、これに更に当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林水産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

（継続申込特約）

第二百二十四条の二 養殖共済に係る共済契約（共済金額の共済価額に対する割合が政令で定める割合以上であるものに限り。）が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る養殖業の種類及び単位漁場区域と養殖業の種類及び単位漁場区域が同一である

もの（以下この条において「継続契約」という。）について、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済価額に対する割合並びに前条第一項から第五項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3
5 （略）

（削る）

（削る）

（削る）

もの（以下この条において「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済価額に対する割合並びに前条第一項から第四項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3
5 （略）

第四節 特定養殖共済

（特定養殖共済の対象とする養殖業及び区分）

第二百二十五条の二 特定養殖共済は、政令で定める養殖業（以下「特定養殖業」という。）につき行うものとし、その対象とする養殖業の種類により区分する。

（被共済者の資格）

第二百二十五条の三 特定養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、特定養殖業の種類に応じ、当該特定養殖業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者とする。

2 特定養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第二百五条第二項の規定を準用する。

（共済契約者に関する制限）

(削る)

(削る)

(削る)

第二百二十五条の四 特定養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする特定養殖業の種類ごとに、当該種類の特定養殖業に係る特定養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)

第二百二十五条の五 一の特定養殖業に係る特定養殖共済又は養殖共済の共済契約が締結されている場合には、当該特定養殖業に係る被共済資格者は、当該特定養殖業については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする当該特定養殖業に係る他の特定養殖共済又は養殖共済の共済契約を締結することができない。

(共済契約の締結の申込み等)

第二百二十五条の六 政令で定めるところにより都道府県知事が特定養殖業の種類に応じその区域を分けて定める一定の区域ごとに、区域内特定養殖業者（当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む被共済資格者であつて政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。）の三分の二以上の者が特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをすることにつき同意をした場合において、当該同意につき次項において準用する第二百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者（当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。）は、組合に当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様

とする。

2 第二百五条の二第一項ただし書の規定は前項の規定による共済契約の締結の申込みについて、同条第二項から第四項までの規定は前項の規定による区域内特定養殖業者の同意について、それぞれ準用する。

(共済責任期間)

第二百五条の七 特定養殖共済の共済責任期間は、対象とする特定養殖業の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の特定養殖業の養殖時期（周年操業をするものについては、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

(共済金額)

第二百五条の八 特定養殖共済の共済金額は、共済限度額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2 前項の規定により共済金額を定める場合において、特定養殖業の種類のうち必要があると認めるものについて農林水産大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度を超えて定めることができない。

(共済限度額)

第二百五条の九 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資格者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産金額を基準とし、当該被共済資格

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

者の当該特定養殖業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該特定養殖業に關し近似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産金額その他当該地域における養殖業の事情を勘案して組合が定める金額に、百分の九十を超えない範囲内において当該被共済資格者の営む当該特定養殖業の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2| 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の生産金額は、当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物による収入金額（農林水産省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。）として、農林水産省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

(純共済掛金率)

第百二十五条の十 特定養殖共済の純共済掛金率は、対象とする特定養殖業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2| 農林水産大臣は、特定養殖共済につき、特定養殖業の種類その他前項の農林水産大臣の定める事項に応じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

(共済金)

第百二十五条の十一 特定養殖共済の共済金は、共済契約ごとに、当

該被共済者が営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者が営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者が営む当該特定養殖業の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2| 政令で定める種類の特定養殖業に係る特定養殖共済であつて、前項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、同項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額に、当該被共済者が営む当該特定養殖業の種類に係る同項の農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

3| 第一項の生産金額については、第二百二十五条の九第二項の規定を準用する。

(継続申込特約)

第二百二十五条の十二 特定養殖共済に係る共済契約が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができる。

2| 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来す

第四節 漁業施設共済

(継続申込特約)

第百三十六条の三 漁業施設共済に係る共済契約（当該共済契約に係る第百三十一条第一項の割合が政令で定める割合以上であるものに限る。）が締結される場合には、当該共済契約について継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日

ることとなる特定養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る特定養殖業の種類と特定養殖業の種類が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）について、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合並びに前条第一項及び第二項に規定する共済金の支払われる場合並びにその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合の変更については、第百十三条の二第四項及び第五項の規定を準用する。

4 継続契約の共済限度額については、第百十三条の二第六項の規定を準用する。

5 第一項の継続申込特約については、第百十三条の二第三項及び第七項の規定を準用する。

第五節 漁業施設共済

(継続申込特約)

第百三十六条の三 漁業施設共済に係る共済契約（当該共済契約に係る第百三十一条第一項の割合が政令で定める割合以上であるものに限る。）が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日

以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁業施設共済に係る共済契約で当初契約に係る養殖施設又は漁具と養殖施設又は漁具が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）について、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、第三百三十一条第一項の割合並びに前三条に規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3・4 (略)

(再共済金額)

第四百四十条 連合会の再共済金額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 漁獲・特定養殖共済及び養殖共済に係るものにあつては、共済契約ごとに、次に掲げる金額を合計して得た金額

イゝハ (略)

二 (略)

- 2 前項第一号に規定する団体責任分担共済金額は当該共済契約に係る共済金額のうち連合会が組合とその支払についての責任を分担すべき部分の金額として、同号に規定する特別団体責任分担共済金額は団体責任分担共済金額のうち主として連合会が当該責任を分担すべき部分の金額として、それぞれ、政令で定めるところにより漁獲・特定養殖共済に係るものにあつては漁業の種類、養殖共済に係るものにあつては養殖業の種類に応じ組合の共済責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額とす

以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁業施設共済に係る共済契約で当初契約に係る養殖施設又は漁具と養殖施設又は漁具が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、第三百三十一条第一項の割合並びに前三条に規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3・4 (略)

(再共済金額)

第四百四十条 連合会の再共済金額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済に係るものにあつては、共済契約ごとに、次に掲げる金額を合計して得た金額

イゝハ (略)

二 (略)

- 2 前項第一号に規定する団体責任分担共済金額は当該共済契約に係る共済金額のうち連合会が組合とその支払についての責任を分担すべき部分の金額として、同号に規定する特別団体責任分担共済金額は団体責任分担共済金額のうち主として連合会が当該責任を分担すべき部分の金額として、それぞれ、政令で定めるところにより漁獲共済に係るものにあつては漁業の種類、養殖共済に係るものにあつては養殖業の種類、特定養殖共済に係るものにあつては特定養殖業の種類に依り組合の共済責任に係る危険の態様を勘案して農林水産

る。

(純再共済掛金)

第四百十一条 連合会の純再共済掛金の金額は、次に掲げるとおりとする。

一 漁獲・特定養殖共済及び養殖共済に係るものにあつては、共済契約に係る共済金額に当該共済契約に係る純共済掛金率の限度となつた基準共済掛金率を乗じて得た金額のうち、漁獲・特定養殖共済に係るものにあつては漁業の種類、養殖共済に係るものにあつては養殖業の種類に~~応じ~~、連合会の再共済責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される部分の金額

二 (略)

(再共済掛金の払戻し)

第四百十二条 会員は、第九十条第二項、第九十一条第四項、第九十二条第二項又は第百十三条の二第七項(第百二十四条の二第五項及び第百三十六条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定により共済掛金の払戻しをしなければならぬときは、農林水産省令で定めるところにより、連合会に対し、再共済掛金の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(再共済金)

第四百十三条 連合会の再共済金~~の金額は、次に掲げるとおりとする~~

大臣が定める方法により算定される金額とする。

(純再共済掛金)

第四百十一条 連合会の純再共済掛金の金額は、次に掲げるとおりとする。

一 漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済に係るものにあつては、共済契約に係る共済金額に当該共済契約に係る純共済掛金率の限度となつた基準共済掛金率を乗じて得た金額のうち、漁獲共済に係るものにあつては前条第二項の漁業の種類、養殖共済に係るものにあつては同項の養殖業の種類、特定養殖共済に係るものにあつては同項の特定養殖業の種類に~~応じ~~、連合会の再共済責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される部分の金額

二 (略)

(再共済掛金の払戻し)

第四百十二条 会員は、第九十条第二項、第九十一条第四項、第九十二条第二項又は第百十三条の二第七項(第百二十四条の二第五項、第百二十五条の十二第五項及び第百三十六条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定により共済掛金の払戻しをしなければならぬときは、農林水産省令で定めるところにより、連合会に対し、再共済掛金の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(再共済金)

第四百十三条 連合会の再共済金~~の金額は、次に掲げるとおりとする~~

。 一 漁獲・特定養殖共済及び養殖共済に係るものにあつては、共済契約ごとに、次に掲げる金額

イゝハ (略)

二 (略)

(保険料の払戻し)

第四百七条の七 連合会は、再共済契約につき第四百二十二条の規定により再共済掛金の払戻しをしなければならないとき又は共済契約につき第四百七条の二第二項において準用する第九十条第二項、第九十一条第四項、第九十二条第二項若しくは第四百十三条の二第七項(第四百二十四条の二第五項及び第四百三十六条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定により共済掛金の払戻しをしなければならないときは、農林水産省令で定めるところにより、政府に対し、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(共済掛金及び事務費の補助等)

第九十五条 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分(第二百二十三条第二項ただし書に規定する特約があるときは、当該特約に係る部分を除く。)の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する養殖施設又は漁具を共済目的として漁業施設共済に係る共済契約を締結している場合(当該漁業施設共済の適切な実

。 一 漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済に係るものにあつては、共済契約ごとに、次に掲げる金額

イゝハ (略)

二 (略)

(保険料の払戻し)

第四百七条の七 連合会は、再共済契約につき第四百二十二条の規定により再共済掛金の払戻しをしなければならないとき又は共済契約につき第四百七条の二第二項において準用する第九十条第二項、第九十一条第四項、第九十二条第二項若しくは第四百十三条の二第七項(第四百二十四条の二第五項、第四百二十五条の二第五項及び第四百三十六条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定により共済掛金の払戻しをしなければならないときは、農林水産省令で定めるところにより、政府に対し、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(共済掛金及び事務費の補助等)

第九十五条 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分(第二百二十三条第二項ただし書に規定する特約があるときは、当該特約に係る部分を除く。)の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する養殖施設又は漁具を共済目的として漁業施設共済に係る共済契約を締結している場合(当該漁業施設共済の適切な実

施を図るため必要と認められるものとして政令で定める一定の要件に適合する場合に限る。）には当該漁業施設共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

一 第四百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約者（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済の共済契約者にあつては、政令で定める要件に該当するものに限る。）

二 第四百四条第二号若しくは第三号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約者（前号に掲げる共済契約者を除く。）又は養殖共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模（その者が第五百条第一項第二号ロに掲げる団体であるときはその構成員の営む漁業の平均規模）が政令で定める一定の規模以下であり、かつ、当該漁獲・特定養殖共済又は養殖共済への加入の円滑化等を図るため必要と認められる政令で定める一定の要件に適合するもの

2
4 （略）

（地域共済事業の内容）

第九十六条の十二 組合が行う地域共済事業は、組合員又はその直接の構成員たる中小漁業者の漁獲若しくは養殖に係る生産金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害であつて漁業共済事業によつては填補されないものにつき、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

施を図るため必要と認められるものとして政令で定める一定の要件に適合する場合に限る。）には当該漁業施設共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

一 第四百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約者

二 第四百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模（その者が第五百条第一項第二号ロに掲げる団体であるときはその構成員の営む漁業の平均規模）が政令で定める一定の規模以下であり、かつ、当該漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済への加入の円滑化等を図るため必要と認められる政令で定める一定の要件に適合するもの

2
4 （略）

（地域共済事業の内容）

第九十六条の十二 組合が行う地域共済事業は、組合員又はその直接の構成員たる中小漁業者の漁獲金額若しくは養殖に係る生産金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害であつて漁業共済事業によつては填補されないものにつき、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。